

指名競争入札案件における電子入札の開始について

令和5年4月1日

1 内容

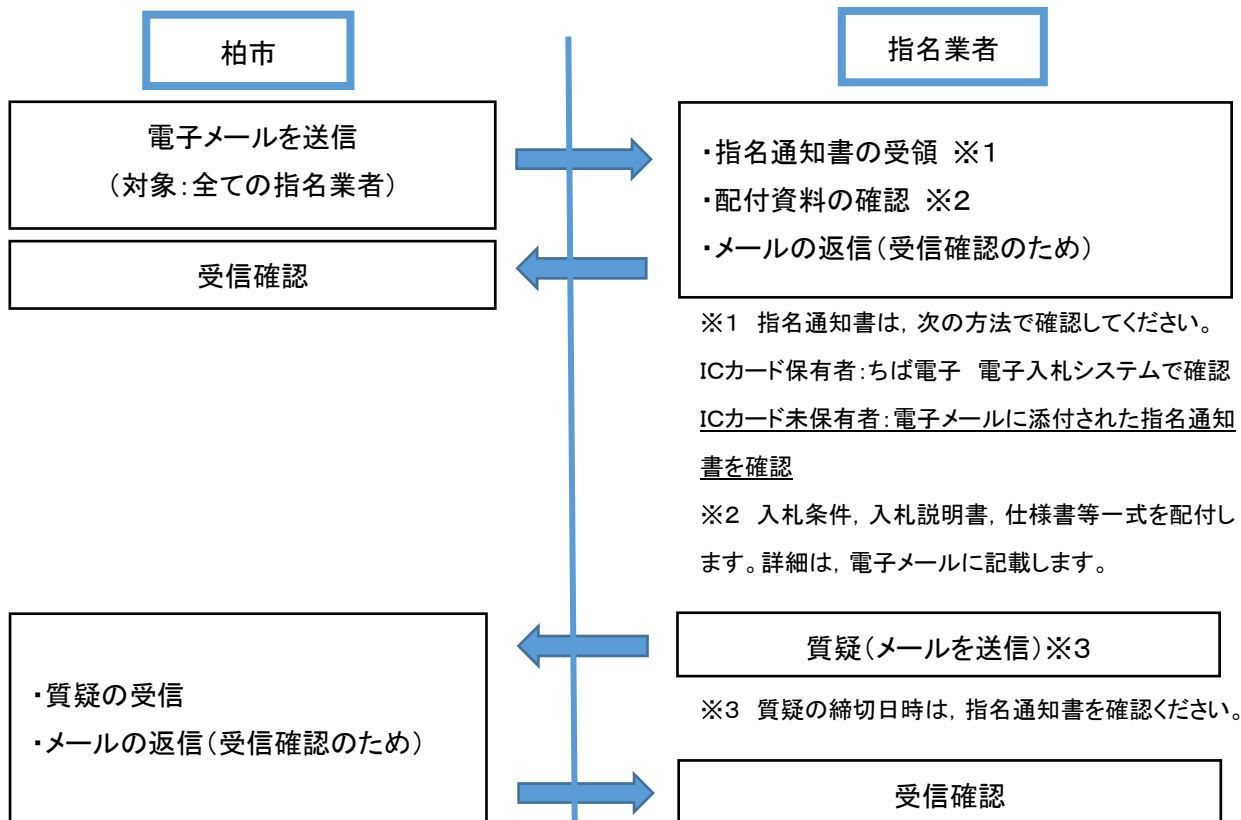
- (1) 電子入札を開始する案件
本市が実施する指名競争入札及び指名競争見積り合わせ（以下、「指名競争入札等」という。）の案件
ただし、案件の特性や指名対象業者のICカードの保有状況を踏まえ、従来と同様（本市が指定した日時に入札書を提出）の方法を採用する場合があります。
- (2) 開始の時期
令和5年5月1日以降に指名通知書を送付する案件から実施します。
- (3) 利用するシステム及び方式
ちば電子調達システムの「通常型指名競争入札方式」

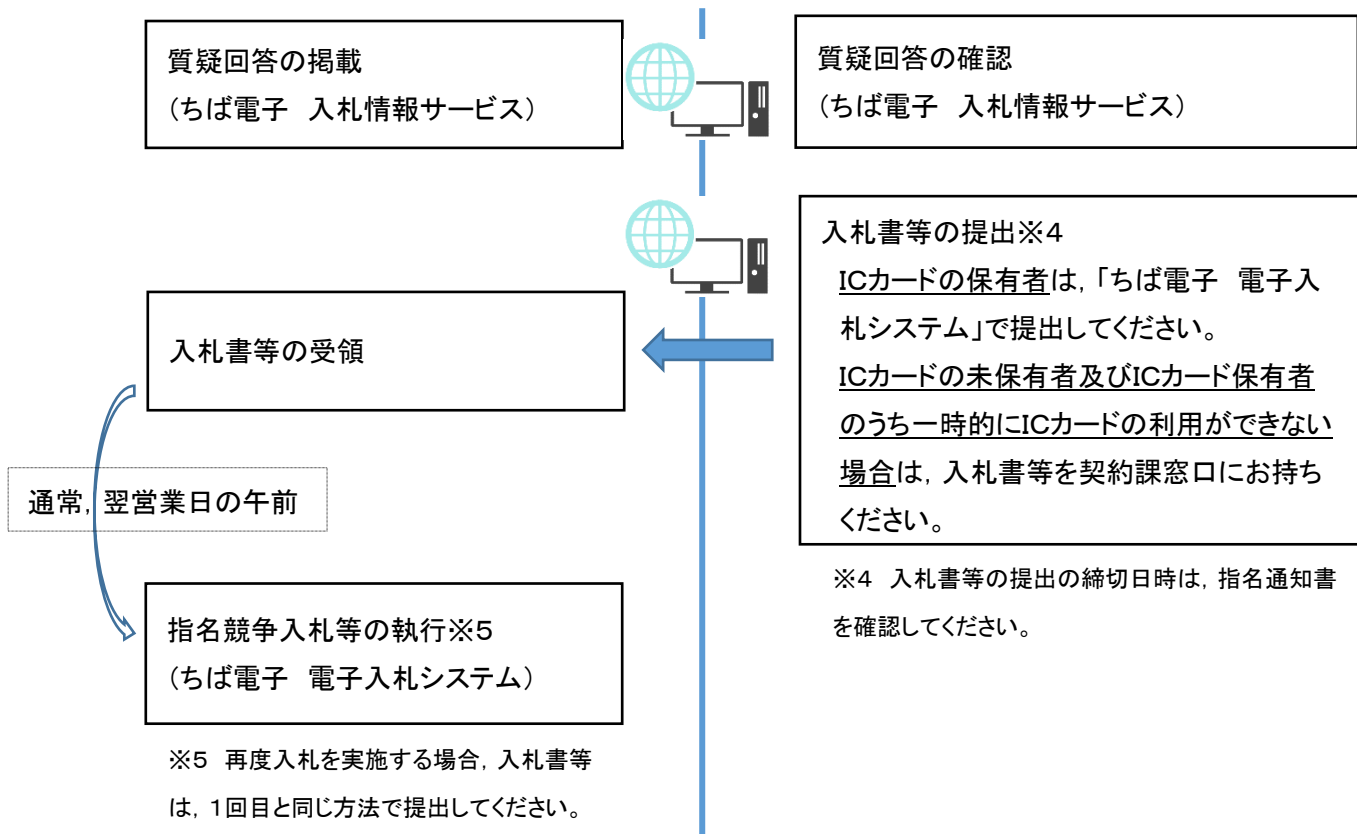
2 指名競争入札等の流れ

指名通知書に記載されている締切日時までに、入札書又は見積書（以下、「入札書等」という。）を次のいずれかの方法で提出することが必要です。

- (1) ちば電子調達システムを利用した電子入札（ICカードによる署名が必要）
- (2) 入札書等を書面で契約課窓口にお持ちいただく。

<ちば電子調達システムの「通常型指名競争入札方式」の流れ（概要）>





詳細は, 入札条件及び案件ごとに配付する説明書を御確認ください。

入札条件は, 規定集から確認することができます。

「柏市入札情報」－「規定集」－「入札条件 (電子入札 指名競争)」

3 お問い合わせ先

財政部契約課

〒277-8505

柏市柏五丁目10番1号 (本庁舎3階)

電話04-7167-1121 (直通)

4 ちば電子調達システムのマニュアル及びサポートデスク

(1) ちば電子調達システムのマニュアル

[ちば電子調達システムポータル マニュアル \(supercals.jp\)](http://supercals.jp)

(2) サポートデスク

電話043-441-5551

Q & A

	Q	A
1	ICカードを持っていない場合は、指名競争入札等や一者随意契約に指名されないのか。	指名競争入札等及び一者随意契約については、ICカードの登録の有無に関わらず従前のとおり指名を行います。
2	担当部署が実施している見積り合わせについても、見積書の提出は電子入札となるのか。	電子入札を開始するのは、契約課で実施する指名競争入札等の案件に限定されます。
3	ICカードを持っていない場合で、指名競争入札等に指名されたら、今後、どのように参加すればよいのか。	「2 指名競争入札等の流れ」に記載のとおり、書面による入札書等の提出が可能です。
4	指名競争入札等の開札の際に、立会いは可能か。	可能です。立会い方法については、案件ごとに配付する入札説明書を確認してください。
5	ICカードを取得するメリットはあるのか。	ICカードを取得した場合、次のメリットがあると考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札又は一般競争見積り合わせに参加することが可能となる（公告文に記載の入札参加資格を満たしていることが必要となります。）。 ・入札等のために市役所までお越しいただくことが不要となる。 ・ちば電子調達システムの稼働時間であれば、いつでも入札が可能のため、時間の制約が少ない。
6	新たにICカードを取得して、ちば電子調達システムを利用するには、どのようにすればよいのか。	電子入札を行うためには、パソコン等機器や回線等の準備が必要です。詳細は、「 ちば電子調達システム 」 電子入札システムマニュアル 及び ちば電子調達システムポータル システム利用までの手引き に記載されていますので、保有する機器及び環境と適合するか確認ください。ICカード及びICカードリーダー購入については、 電子入札コアシステムコンソーシアム開発事務局のホームページ を参照ください。